

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十七年七月八日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ニシナフードバスケット真備店

所在地 吉備郡真備町大字川辺字土井の内二一三二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 平成興業有限会社

住所 倉敷市水島高砂町五一一

代表者の氏名 代表取締役社長 仁科 省吾

3 変更事項

(変更前)

(1) 大規模小売店舗の名称 イズミ真備店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者 株式会社イズミ他三社

(変更後)

(1) 大規模小売店舗の名称 ニシナフードバスケット真備店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者 株式会社仁科百貨店他三社

4 変更年月日

平成十七年七月一日

二 届出年月日

平成十七年七月一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十七年七月八日から平成十七年十一月八日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び倉敷市経済局産業労働部産業振興課